

第二章 總則

第一節 大會

第四條 黨大會は黨の最高機關として大會代議員、中央委員及び本部役員を以つて構成す。

第五條 黨大會は毎年一回中央執行委員會を召集す。但し委員二分の一以上の要求ありたる時は又は中央執行委員に於いて必要ありと認めたる時は臨時大會を召集す。

第六條 黨大會の議長、副議長は大會に於いて推挙す。

第七條 黨大會の代議員は支部聯合會より推挙するものとす。但中央執行委員會の承認ありたる時は支部より推挙するも可し。黨大會代議員選出比率は所定の定むる所による。

第八條 黨大會は大會代議員二分の一以上出席したる非ざれば成立するを得ず。

第九條 黨大會の議事は出席代議員過半數を以つて之を決す。賛否同數なる時は議長之を決す。大會選舉細則は別に之を定む。

第十條 黨大會に附屬し可き本部議案は中央執行委員會より提出するものとす。少く共主席總務案は副總裁副副前に支部聯合會に送致するものとす。支部聯合會は之を答復するものとす。

第十一條 黨大會は中央執行委員會議長二名、中央委員若十名、書記一名、執事委員一名、執事委員若十名を推挙するものとす。中央委員選出比率は所定の定むる所による。

に應ず。

第二節 中央委員會

第十三條 中央委員會は黨大會に次ぐ最高機關にして大會に責任を負ふものとす。

第十四條 中央委員會は本職役員及び中央委員を以つて構成す。

第十五條 中央委員會は年三回以上中央執行委員會を召集す。但し中央委員二分の一以上の要求ありたる時は中央委員會臨時中央委員會を召集する事を要す。

第十六條 中央委員會は中央委員二分一以上の出席を以て成立す。

中央委員會の議事は過半數を以つて決す。

第十七條 中央委員會は執行委員を互選す。

第十八條 中央委員會は中央委員及び中央執行委員の欠員を補選することを得。

第十九條 中央委員の任期は次期中央大會迄とす。

第三節 中央執行委員會

第二十條 中央執行委員會は黨の執行機關にして黨を代表し大會及び中央委員會に責任を負ふものとす。

第二十一條 中央執行委員會は中央執行委員會議長、中央執行委員、書記長及び部長、委員部長を以つて構成し、部長、委員部長は決議を経て之を推挙するものとす。

第二十二條 中央執行委員會は黨本部の執行機關として之を執行するものとす。

第二十三條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第二十四條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第二十五條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第二十六條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第二十七條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第二十八條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第二十九條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十一條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十二條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十三條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十四條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十五條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十六條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十七條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十八條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第三十九條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。

第四十條 中央執行委員會は中央執行委員會議長及び書記長を推挙するものとす。